

# いたやだより No.114

寒かった冬も終わり、ようやく温かい春になってきました。  
今年も桜の花が咲き、お花見の季節になっていますが、宴会は避け、お花を眺めるだけにしてくださいね。  
コロナワクチンも、順番に打てるようになってきて、これで、コロナが終息し、コロナ前の生活が少しでも戻ってくれるといいですね。

## ～お願いとご協力～

感染予防のため、院内へ入るすべての方に、必ずマスク着用をお願いしております。  
風邪症状の方や熱のある方は、あらかじめ申し出るか、電話でご相談下さい。  
待合室が狭く、ご迷惑おかけしてはいますが、なるべく人との距離を取ってお待ちになるか、受付した後、車でお待ち下さい。  
感染予防のためですので、ご協力の程よろしくお願い致します。

又、入院患者さんのご面会、お見舞いは、ご遠慮下さい。  
ご用のある方は、受付、ナースセンターへ連絡して下さい。

## ～新型コロナワクチン接種について～

<接種の対象> 16歳以上の方

<接種のスケジュール>

ワクチンは徐々に供給されるため、接種順位が決められています。

- 1.医療従事者等
- 2.高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた方）
- 3.高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方
- 4.その他の方

<接種の手続き>

接種の時期により前に、住民票のある市町村から「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きます。順次送付されるので、もうしばらくお待ちください。

<接種を受ける際の費用>

全額公費で接種を行うため、無料です。

<接種を受ける際の同意>

新型コロナワクチンの接種は、国民の皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。

予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

<副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度>

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの、なくすることができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）を受けることができます。

